

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和3年3月23日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年5月7日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
産業技術短期大学校	前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。	未収金の入金があった際の取扱いに関する留意事項を失念していたことによるものであり、今後、同様の事例があった場合は、同じ見落としを生じないように、担当者・確認者間で情報共有の上、複数確認を徹底して再発防止を図る。
職員育成センター	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	複数回合否判定がなされる資格試験において、交付決定者から中途報告がないことにより、交付事務が遅延したものである。 そのため、今後は状況が把握できるよう、最初の合否通知までの期間を事業実施期間とすることとし、交付要綱の内容を改正する。 合わせて、申請時に事業実施期間の確認のため、試験の概要がわかる書類（要項等）の写しを添付させるものとする。
山形工業高等学校	支出事務が適切でないものがある。	進行管理表を作成して担当者間で進捗状況を確認し、全員でチェックできるようにした。 また、副担当者をあらかじめ決めておき、支出の目安時期までにいずれかの担当者が処理を完了するよう体制を整えた。
	前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。	年度初めに年間の使用許可から収入調定までの一連の事務処理を一覧化したものを職員間で回覧するとともに、変更や随時の使用許可があった場合はその都度、回覧して情報共有することとした。 また、副担当者をあらかじめ決めておき、調定すべき日までにいずれかの担当者が処理を完了するよう体制を整えた。
北村山高等学校	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の処理状況が一目で確認できるよう、また、執行状況を複数職員で確認することを徹底できるよう「事務執行チェックシート」を作成し、それを活用することで内部確認を強化した。